

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年1月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第73号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「(自転車等駐車場)」の右に「(京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場を除く。)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

区	分	入退場時間
(1)	京都市京都駅八条口西自転車駐車場及び京都市京都駅八条口東自転車駐車場	自転車等駐車場に自転車を入場させた時に応ずる時刻から翌日の当該応ずる時刻まで
(2)	京都市桂川駅東自転車等駐車場, 京都市桂川駅西自転車等駐車場, 京都市桂川駅東口自転車駐車場及び京都市桂川駅南自転車等駐車場	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
(3)	京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場	午前5時から翌日の午前1時まで
(4)	その他の自転車等駐車場	午前5時から翌日の午前0時30分まで

附則

この規則は、平成27年2月11日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)